

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和6年12月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 13 名

- 2.出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋	善一	2 番	高橋	隆	4 番	黒澤	ちよ子
6 番	青木	憲一	7 番	浅野	厚司	8 番	伊藤	圭一
9 番	神尾	篤志	10番	朝倉	善則	11番	鈴木	正徳
12番	渡沢	寿	13番	安達	芳紀			

3. 欠 席 委 員 3 番 山 岸 誠 5 番 本 間 仁 一

4. 出席事務局職員
- | | | |
|----------|----------|--------|
| 南陽市農業委員会 | 事務局 長 | 山内 美穂 |
| 同 上 | 事務局 長 補佐 | 梅津 智也 |
| 同 上 | 農地 係 長 | 嶋貫 信一郎 |

- | | | |
|------------|--------|--|
| 5. 付 議 事 件 | 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| | 日程第 2 | 会期の決定について |
| | 日程第 3 | 諸般の報告について |
| | 日程第 4 | 報第 1 7 号 南陽市認定農業者の認定について |
| | 日程第 5 | 報第 1 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について |
| | 日程第 6 | 議第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について |
| | 日程第 7 | 議第 4 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| | 日程第 8 | 議第 4 4 号 非農地証明願に対する可否について |
| | 日程第 9 | 議第 4 5 号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について |
| | 日程第 10 | 議第 4 6 号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について |

6.

(開会：ときに午後１時３０分)

会 議 の 要 領
議長(高橋会長)

令和６年１２月１８日付け南農委告示第１２号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、１１名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、３番 山岸誠委員、５番 本間仁一委員の２名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第７条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長)

それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第４０条の規定により議長が指名いたします。

１０番 朝倉善則委員、１１番 鈴木正徳委員の２名を指名いたします。

会議録署名委員 １０番 朝倉 善則 委員
 １１番 鈴木 正徳 委員

議長(高橋会長)

日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日１日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日１日限りと決しました。

議長(高橋会長)

日程第３「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長)

日程第４ 報第１７号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第１７号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和６年１１月１８日付け農第１１０８号で、南陽市長から本委員会に対し、令和７年３月３１日付けで１１件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、報第１７号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長)

次に、日程第５ 報第１８号「農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が9件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第18号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページと5ページになります。

1番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計2,339㎡を第三者へ貸借するため、合意解約するものです。

2番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんとお亡くなりになった■■■■さんの相続人で▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計2,738㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

3番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲の田 805㎡を契約地の整理のため、合意解約するものです。

4番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲の畑 898㎡を契約地の整理のため、合意解約するものです。

5番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲ 外2筆の畑 合計930㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

6番と7番の案件は、中間管理事業の解約になります。

6番、7番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲の田 1,239㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。

8番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲の田 1,044㎡を第三者へ貸借するため、合意解約するものです。

9番につきましては、賃貸人▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約▲▲字▲▲の田 2,089㎡を第三者へ貸借するため、合意解約するものです。

以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、報第18号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第42号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第42号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定3件、使用賃借権設定1件の計6件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第42号について、ご説明申し上げます。
議案書は6ページから8ページになります。
はじめに、6ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外2筆の田 合計993㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外5筆の畑 合計866㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
なお、譲受人の■■■■■さんは、現在▲▲在住ですが、奥さんの実家が▲▲地区にあり、里山整備事業を計画しており、事業の一環として農地を利用して、花を植栽するため申請があったものです。
高速道路が整備されまして▲▲から1時間以内で移動できるということと、将来にはこちらに拠点を持ちたいというご意向もあることを確認し、受付したものです。
次に、7ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。
3番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計8,773㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、物納となっております。
4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田 1,044㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、物納となっております。
5番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の田 2,089㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、物納となっております。
次に、8ページをご覧ください。使用賃借権設定の申請となります。
6番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外10筆の畑合計2,444㎡を新規の5年契約となっております。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。
はじめに、議第42号 1番の現地調査について、私より、報告を申し上げます。

議長(高橋会長) 昨日現地を確認してまいりました。
積雪がありますが、普段通っているところなのでご報告いたします。
▲▲の農地は耕作されております。上の2筆は草刈の管理がされてい
ます。周辺農地への影響はないことを確認いたしました。

議長(高橋会長) 次に、2番の現地調査については、長谷部修推進委員より、調査いた
だいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 12月20日に長谷部委員よりご報告いただいております。
同日現地を確認したということです。積雪があったため、周辺にお住
まいの方に聞き取りされたということでした。
▲▲の大杉を観光の拠点とすることを中心に考えていらっしゃるよう
で、近くに宅地を駐車場として整備したところもあり、今後花を植える
ということを近隣の方も聞いておられるということです。
現在は栗と柿が数本植えられていて、草刈等の管理がされ、これから
花を植える準備もされるだろうということでご報告いただいております。

議長(高橋会長) 次に、3番から5番の3件の現地調査について、9番 神尾篤志委員よ
り、報告をお願いします。

9番
(神尾篤志委員) 12月23日に現地調査を行いました。
封鎖のため確認できないところは、現地の営農業況を知る近隣の方に
聞き取りを行いました。
申請地については耕作されており、周辺農地への影響もないことを確
認いたしました。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に
基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審
議したいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。よって、本案件は、分割して審議することに決
しました。

議長(高橋会長) それでは、始めに、議第42号 3番の案件について、
審議いたします。
ここで、13番 安達芳紀委員の退席を求めます。

……………安達芳紀委員退席……………

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

7 番 契約期間 3 年というのは短く思うが何か理由があるのでしょうか。
(浅野厚司委員)

嶋貫農地係長 3 条なので申し出がなければ自動更新になるものです。
ただ、借り手の■■■■の息子さんが新規就農されることもあって、
息子さんの経営も考え、3 年スパンで見直しをするということで、地主
さんともこの期間で合意したと伺っています。

7 番 わかりました。
(浅野厚司委員)

議長(高橋会長) 他に質疑はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの 3 番の案件について、申請のとおり許可
することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) ここで、1 3 番 安達芳紀委員の復席を求めます。

…………安達芳紀委員復席…………

議長(高橋会長) 次に、議第 4 2 号 1 番 2 番、及び 4 番から 6 番までの 5 つの案件に
ついて審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございません
か。

…………異議なしの声…………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を
求めます。質疑、意見はございませんか。

7 番 2 番の案件について、将来花を植えるということですが、観光地とい
(浅野厚司委員) うのは農地にあたるのでしょうか。

嶋貫農地係長 転用も1度考えられたようですが、現状が農作物を作ることができる状態で、今後も農作物のひとつである花を育て、農地として維持管理をしていくことにまとまったため、3条申請となっています。

なお、駐車場等、観光地とする目的の土地は別に取得されているということです。

7番
(浅野厚司委員) 内容はわかりました。ただ、本当に農地の様相を呈するのかという不安は残ります。

10番
(朝倉善則委員) この件について、▲▲という地域は今人口が少なくなっています。元々この場所は山で平地ではありませんでした。土を取って平らになって、日が当たるようになってきたので、この方はそこに目を付けて、花を植え、観光地として活用したいのかと思います。

申請地については農地として残して花を植えたいということで、農業委員会の許可を得て所有権移転するという形になっています。

▲▲地区としては、この計画がうまくいき、観光になるなら良いなという思いがあります。

7番
(浅野厚司委員) 計画自体は素晴らしいと思います。ただ、農業委員会として、そういう場所を農地として管理と言えるのかという疑問があったため質問させていただきました。

農作物を育てないで観光というと、例えば原野として管理する方法もあるのではないのでしょうか。

嶋貫農地係長 目的が農作物の生産ではなく、観光に近い所はありますが、田畑としての形状を残したまま、農作物のひとつである花の栽培に利用されるので、農地法上の農地から除外するという所までは至らず、農地台帳に残って農業委員会の管理下に置く必要があるのではないかという整理です。

議長(高橋会長) いかがですか。

7番
(浅野厚司委員) 観光目的というと、後々は花の栽培のみならず他の展開もしたくなることが考えられます。そのときにいちいち手続きが必要になるのも大変かと思つての意見でした。したいことには賛成です。

嶋貫農地係長 今回のケースの申請時に、そういったことも考えて転用で申請する方法もあるとお話しております。

ただ、現状の形状を変えず取得して有効に使っていきたいということで、転用までせずとも、農地として取得したいという結論に至ったようです。農地の利用計画書もそれに基づいて出てきております。

ご本人にも、もっと観光的な利用が進み、農地以外の用途で利用する際には転用の手続きが必要とお伝えしております。

7番
(浅野厚司委員) わかりました。

議長(高橋会長) 他に質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの1番2番、及び4番から6番までの5つの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第43号について、ご説明申し上げます。
議案書は9ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんから、▲▲字▲▲の畑 396㎡を所有権移転し、家庭菜園と雪押場として利用するため、申請があったものです。
なお■■■■■さんは、この土地に隣接する空き家を取得する方で、その一帯地として宅地として利用したいということで5条申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、報告をお願いします。1番の現地調査について、4番 黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

4番 (黒澤ちよ子委員) 12月18日に、私と本間仁一委員、梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で5条1件の現地調査を行いました。この案件については、申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第44号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第44号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第44号につきまして、ご説明します。
議案書10ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さん外1名から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が畑 合計228㎡が、平成9年から宅地の一部として利用し、現在に至るものです。
農地性を失って20年以上経過しているため証明できるものと判断できます。
以上です。

議長(高橋会長) ここで、現地調査について、報告をお願いします。1番の現地調査について、4番 黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

4番 (黒澤ちよ子委員) 12月18日に、私と本間仁一委員、梅津事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で、非農地1件の現地調査を行いました。
この案件につきましては、宅地の1部として利用されていたことをご報告申し上げます。

議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

8 番
(伊藤圭一委員) この 1 筆の面積が 2 2 8 m²ですか。分筆した面積ですか。

嶋貫農地係長 この筆の面積が 2 2 8 m²です。
宅地はもう少し大きい面積でここの北側に位置しています。

議長(高橋会長) その他質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第 9 議第 4 5 号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第 4 5 号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和 6 年 1 2 月 1 1 日付け農第 1 2 0 1 号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法」第 1 8 条に基づいて、賃借権設定 4 件、使用貸借権 5 件、所有権移転 1 件の計 1 0 件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第 1 項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第 4 5 号につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書は 1 1 ページからで、1 4 ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。
賃借権設定が 4 件で、計画面積が田 5, 6 7 4 m²、樹園地 1, 1 0 4 m²、合計 6, 7 7 8 m²となっております。

梅津事務局長補佐

使用貸借は5件で、計画面積は田11, 197㎡、畑4, 497㎡、合計15, 694㎡となっております。

所有権移転は1件で、計画面積は、畑 合計1, 409㎡となっております。

詳細につきましてご説明申し上げます。15ページをお開きください。賃借権設定、4件です。

1番について▲▲の■■■■■さんと、▲▲の■■■■■さんとの間で、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、▲▲字▲▲の田1, 044㎡外2筆、合計田2, 339㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

同様に2番の▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの間の設定から、4番の▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんまで、同様に農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので農用地は記載のとおり、新規の10年で、毎年12月20日支払、口座振替となっております。

次に16ページをご覧ください。使用貸借権となります。

5番から9番につきましては、▲▲地区の土地基盤整備に関する案件になります。こちらは、すべて所有地となった農地の再契約手続きのため、農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して設定するものでありますので、その内容につきましては記載のとおりでありますので詳細は省略いたしますのでご了承ください。

続いて18ページをご覧ください。

所有権移転の申請1件について、ご説明を申し上げます。

1番、▲▲の■■■■■さんから、▲▲の■■■■■さんへ、▲▲字▲▲の「畑」1, 321㎡外1筆、合計1, 409㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

以上でございます。

議長(高橋会長)

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

………なしの声………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長(高橋会長)

それでは、始めに、賃借権設定1番の案件について、審議いたします。ここで、7番 浅野厚司委員の退席を求めます。

………浅野厚司委員退席………

議長(高橋会長)

これより、本案件について審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、7番 浅野厚司委員の復席を求めます。

…………浅野厚司委員復席…………

議長(高橋会長) 次に、賃借権設定2番の案件について、審議いたします。
ここで、10番 朝倉善則委員の退席を求めます。

…………朝倉善則委員退席…………

議長(高橋会長) これより、本案件について審議に入ります
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長) ここで、10番 朝倉善則委員の復席を求めます。

…………朝倉善則委員復席…………

議長(高橋会長) 次に、賃借権設定3番から使用貸借権設定の9番までの7件、及び所有権移転の1番の計8つの案件について審議いたします。
お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただ今の8つの案件について、計画のとおり決定
することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決まし
た。

議長(高橋会長) 次に、日程第10 議第46号「南陽市農用地利用集積等促進計画案
に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、議第46号「南陽市農用地利用集積等促進
計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和6年12月11日付け農第1202号で、南陽市長から
本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項
の規定により、賃貸借権移転2件に関する農用地利用集積等促進計画案
について意見を求められましたので、提案するものであります。
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説
明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第46号について、ご説明を申し上げます。
令和5年4月からの農業経営基盤強化促進法の改正により、農用地利
用集積等促進計画として定めることとなりました。つきましては、農地
中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、本委員会に意
見を求められるものです。
議案書は19ページから21ページまでとなっております。21ペー
ジをお開きください。
1番については、▲▲字▲▲の「田」593㎡外1筆、合計「田」2,
017㎡について耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するも
ので、契約期間は記載のとおり、6年と10年となっております。

梅津事務局長補佐 2 番については、▲▲字▲▲の「田」1, 102㎡について、耕作者を■■■■さんから■■■■さんへ移転するもので、契約期間は3年となっております。
以上でございます。

議長(高橋会長) お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和6年12月18日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後2時12分)